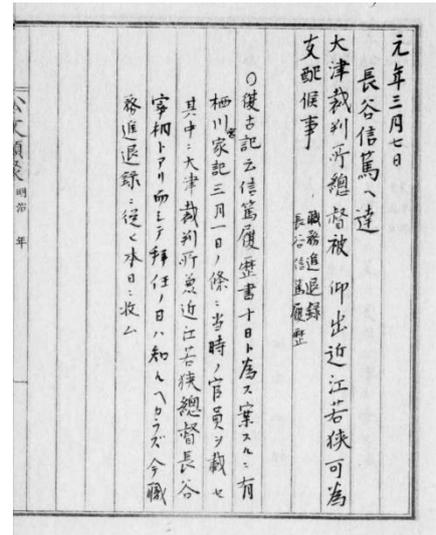


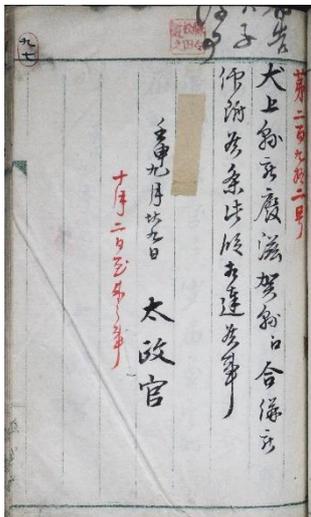
1-3 「犬上県合併の達」

明治5年9月28日【明う151 (27)】



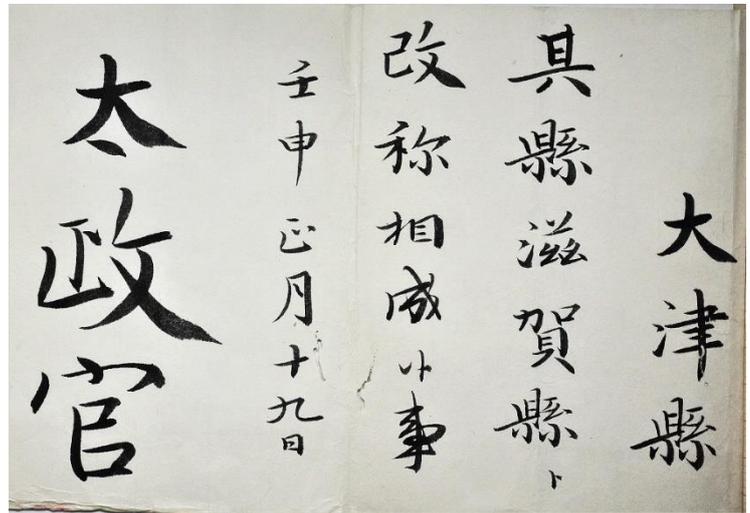
1-1 「大津裁判所總督任命の達」

明治元年3月7日（『太政類典草稿』国立公文書館蔵）



1-4 「犬上県合併の布告」

明治5年9月29日【明あ10 (97)】



1-2 「県名改称の達」

明治5年1月19日【明う152 (13)】

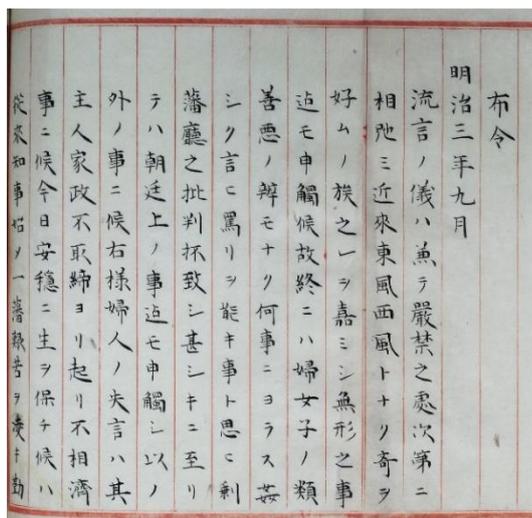
滋賀県の成立

資料1-1の大津裁判所とは、慶応四年（一八六八）に近江・若狭両国の新政府直轄地を治めるために設けられた地方行政機関のことです。明治政府の公式記録である本資料には、三月七日に公家の長谷信篤が総督（長官）を拝命したと記されています。しかしその根拠はいまいで、正確な「拜任ノ日ハ知ルヘカラス」というのが実態だったようです。

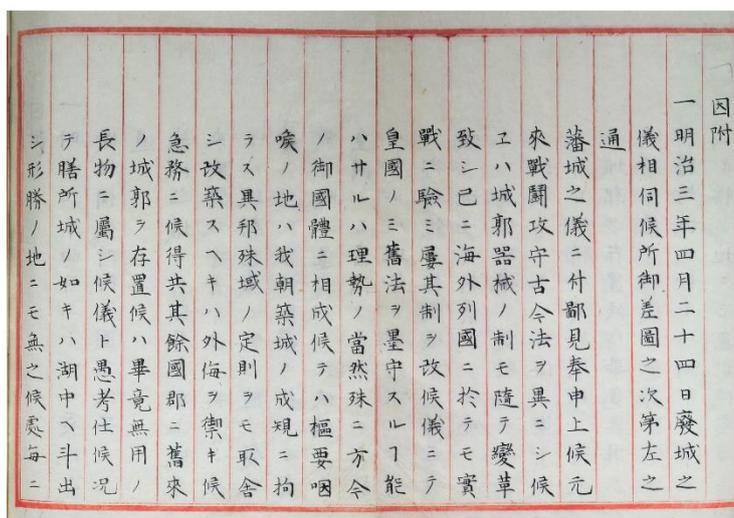
その後、同年閏四月、太政官が全国を府・藩・県の三治体制に改めたことから、大津裁判所も廃され、新たに大津県が発足します。さらに、明治五年一月、庁舎が置かれた田滿院が滋賀郡別所村にあることから、その郡名をとり滋賀県と改められました（資料1-2）。

滋賀県改称時の管轄地は、近江国の南半分にとどまり、北部地域は旧彦根藩を前身とする犬上県が管轄していました。しかしその後、全国的に府県廃合が進められ、明治五年九月二十八日、太政官は犬上県を廃止して、滋賀県と合併させることを、資料1-3で滋賀県に通知します。この合併によって、近江国全域が滋賀県の管轄となり、現在と同じ県域の滋賀県が成立することになります。

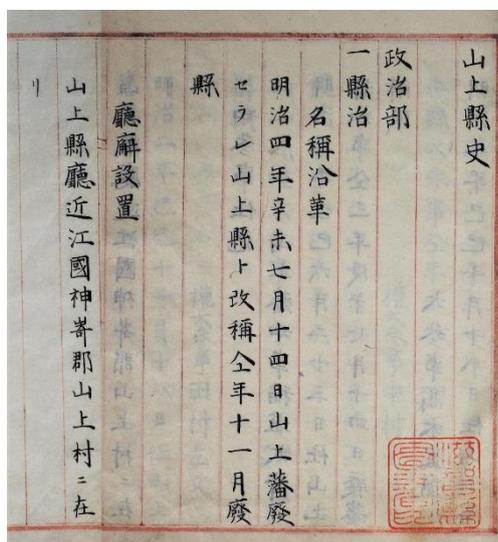
その翌日の九月二十九日、太政官は全国の人民に向けて、その旨を資料1-4で布告しています。ただし、当時『官報』の役割を果たした『太政官日誌』には、資料1-3の太政官達がいわれていたため、その後の県刊行物では、九月二十八日の日付が重視されました。



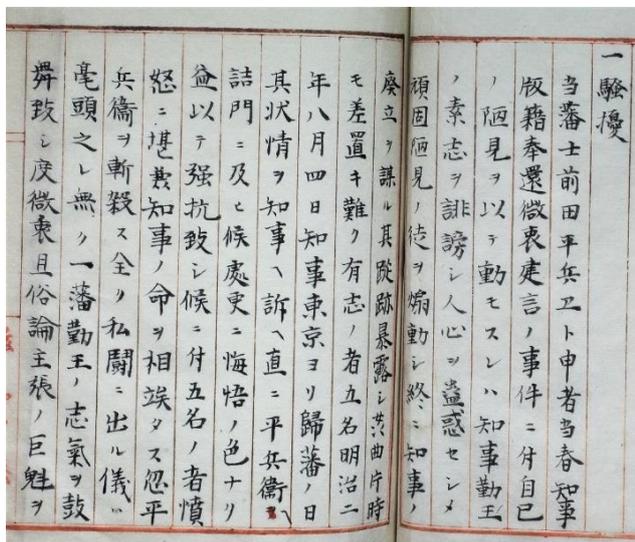
2-3 『西大路県史』
明治期【資 425】



2-1 『膳所県史』
明治期【資 423】



2-4 『山上県史』
明治期【資 426】



2-2 『水口県史』
明治期【資 424】

藩から県へ

資料2-1の膳所県とは、近江国南部（現在の天津市域）を中心に領地をもつ膳所藩が、明治四年（一八七一）七月の廢藩置県にともない、改称したものです。同藩は、もともと京都警備等を職務としていましたが、幕末には財政状況が悪化し、家臣を農業に従事させる帰農政策をすすめました。さらに、明治三年四月には、膳所城が「修理の為め連年莫大な国用を費」すため廢城となり、翌年七月に廢藩置県を迎えます。同年十一月には廢県となり、大津県に合併されました。

近江国南東部（現在の甲賀市域）等を治めた水口藩では、幕末以来「勤王」派の儒者中村栗園が藩の実権を握り、「草莽」と呼ばれる在野の志士たちも、盛んに活動していました。維新後も、明治二年八月に知事の「勤王ノ志」を批判した元入牢者が、藩兵隊員五名によつて斬殺される事件が起こっています（資料2-2）。藩命によらない行動でしたが、藩は「私闘」ではなく「勤王ノ志気」を鼓舞するためだと政府に弁明し、結局禁錮三年で済まされました。

近江国南東部（現在の日野町域など）を治める西大路藩では、維新後の諸改革が、藩内に大きな動揺を与えたと見られ、藩庁の批判や国の政策を論じる女性も出てきたようです（資料2-3）。そのため、明治三年九月、藩は（女性差別的な考えに基づき）「婦人ノ失言」は家政の不取締が原因だとして、家の主人が厳しく取り締まるよう布令を出しています。

若狭國及越前郡敦賀郡ヲ以テ
福井縣ニ合併セシムコトヲサレノ議
第一條
一 敦賀郡ハ元來越前國ヲト雖日本ノ
芽峠ノ峻ヲ以テ地味ノ新地ト越前ノ名
アリテ其實ナシ如何トナルハ地形海地シ
人情別異又陸路遠シ今其一體ヲ奉
シテ敦賀ノ人民ヨリ福井地方七郡ヲ
指シテ越前ト云ヒ又越前入ト稱シ恰モ
他國ノ者ニ對スルカ如ク宣ハテ者ナラズヤ
是レ他ナシ古來ヨリ別ニ區域ヲ為シ其人
情自ラ殊異ナルヲ以テナリ加之嚴冬積雪
ノ候ニ當リテハ海陸共ニ其交通ヲ絶ツニ
至ル尺皆世人ノ知ル所シテ今更何明テ候
タガナルヤ抑敦賀港ト近江國トノ關係
ガナルヤ道路修繕ナリ物貨運送ナリ商業
連絡ナリ今其同盟ナリ人民交際ナリ實ニ
彼此密着シテ決シテ分割シテ可ラサルモヤリ
且ツ人民ノ懸懸ニ東レテ一日程ニシテ遠ス
ルヲ俾ル事ト雖道路修繕ノ便ノ恐
レ現シヤ南方ハ大坂地方ハ北海道ノ開ス
ルノ要路ニ當リ天津敦賀ノ連絡ナルモノ
ハ獨リ南況ノミニ関セス施設ノ關係最
大ニシテ一歩ノ懈弛セザル可ラサルモノナ
リト確信ス是レ福井縣ニ合ス可ラサルヲ

3-3「福井県合併反対の建議」

明治14年2月13日【明お76-5 (31)】

滋賀縣
敦賀縣被廢越前國敦賀郡並若
狭國其縣被併候條土地人民
同縣ヨリ可受取此旨相違候事
明治九年八月廿一日 右大臣岩倉具視

3-1「敦賀県合併の達」

明治9年8月21日【明あ85 (54)】

奉呈建白附録添書
敦賀港より大坂間道路の修理と便利と
通スルニ義ヲ付上申書
今般敦賀縣ヲ廢シ若狭國及越前敦賀郡ヲ
以テ合併セラルル未嘗地味ト北海・濱寄
就中有名ノ敦賀港屬ス抑日本ノ地形東西
長ク南北ニ短シ其海運ハ東西ニ便ト北海
ト北海道ヨリ大坂・航スルモノ馬淵ヨリ東
海ヨリ西ニ非ラハ難シ今南北ノ短所ヲ便道
前通スルモノ敦賀大坂間ノ各スナレバ地勢
前途施設ノ順序ヲ計シ此間ノ道路ヲ便道
トス何トモ北敦賀ノ南大坂ニ至ルニ九三
二十里ノ湖川水運ノ便利アリ其路ハ八里
其五六里ハ率チ平坦ナリ且越前國界於カ
用セテ便道南北ノ兩海ニ通シ北海道ノ南
必ス敦賀ニ入り貨物ヲ南方ニ運搬スルニ
海路ヲ行スルモノ比シバ其便チ甚ク且北
ニ改府鐵道ヲ敦賀ニ布ク人企テ益シ此
然レ北海ノ物産ノ如キ者ヨリ粗大ニテ海
ニ運搬スルモノ馬車ノ車ノ却便宜ニ如クハ抑
道ノ不便シテ運費ノ不廉ナリ物價ノ平
去ルモノ並ニ此一點ニ影響スルモノ今日
ナルモノハ地理國界ヲ跨リ人民皆苦シ異ニ推

3-4「奉呈建白附録添書」

明治14年3月18日【明お76-5 (31)】

本呈建白附録添書
敦賀港より大坂間道路の修理と便利と
通スルニ義ヲ付上申書
敦賀港より大坂間道路の修理と便利と
通スルニ義ヲ付上申書
敦賀港より大坂間道路の修理と便利と
通スルニ義ヲ付上申書

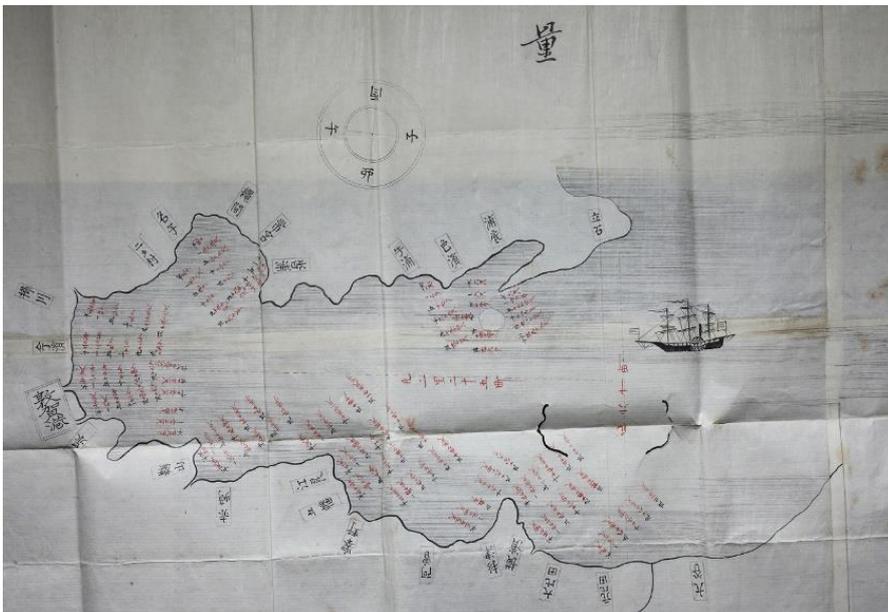
3-2「敦賀港大坂間道路修理の義に付上申書」

明治9年9月27日【明う21 (160)】

海があつた五年間

明治五年（一八七二）九月に現在と同じ領域となつた滋賀県ですが、その四年後には再び変化がありました。明治九年八月、内務省が「統治ノ便宜」の観点から、地勢の特性を踏まえた大規模な府県廃合を進めたのです。このとき、現在の福井県全域を管轄していた敦賀県も、交通の難所・木ノ芽峠を抱えており、その南北では人情・風俗が大きく異なっていました。そのため、同県の廃止が決まり、北部七郡は石川県に、南部四郡は滋賀県に合併されることになりました（資料3-1）。

敦賀県との合併にともない、日本海有数の良港である敦賀港も、滋賀県の管轄となりました。しかし、同港と琵琶湖に面する塩津港を結ぶ道路のうち、深坂峠は交通の難所として知られ、物資の大量輸送に欠かさない馬車や牛車の往來が困難な状況でした。そこで県権令の籠手田安定は、この道路を改修して北海道の物産を大坂まで運べるよう、本資料で内務省に官費の借用を求めます。しかしその翌月には、自費を以て起業すべしとあっさり断られてしまつた（資料3-2）。敦賀県との合併から四年半を経て、再び滋賀県の管轄地が変更となります。明治十四年二月七日、太政官から新たに福井県を置くので、若越四郡（旧敦賀県域）を引き渡すよう通知があつたのです。これを受け、県令籠手田安定は、太政官と内務省に合併反対の建議書を提出しました（資料3-3）。敦賀郡は木ノ芽峠を境に



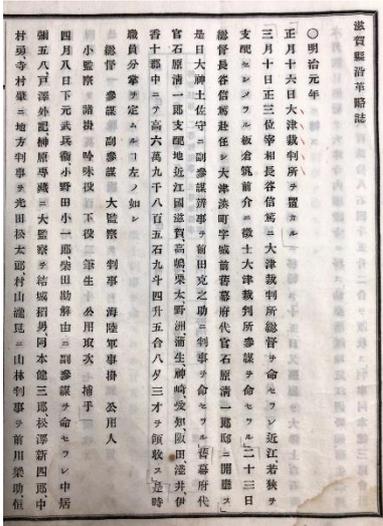
3-5 「敦賀港遠見図（上）」
「敦賀港測量図（下）」
明治8年【明へ76（3）】

「地脈ヲ断絶」している一方、敦賀港と近江国との関係は大変深く、「決シテ分割ス可ラサルモノ」であると、人民の利害を考慮するよう求めています。

しかし三月十二日、結局若越四郡は福井県に引き渡されることとなります。その一方、四郡の人民は東奔西走して苦情を訴え、県からの説諭も聞かないことから、再び籠手田は追加の建議書を提出しました。特にその「附録(ふろく)」である資料3-4は、福井に県庁舎

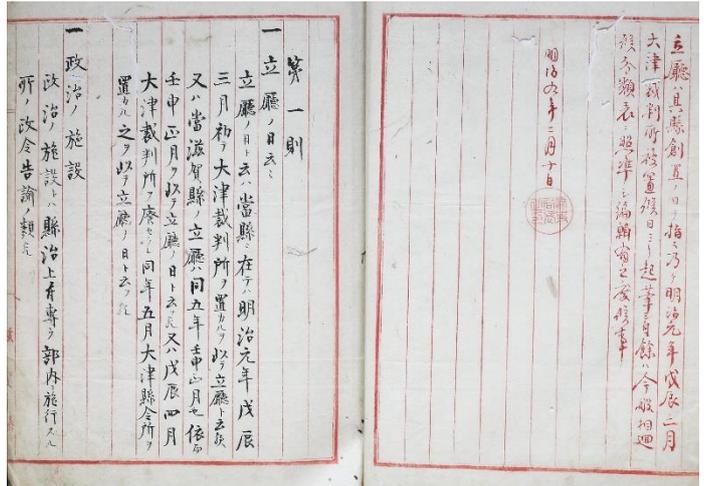
が置かれると、積雪の際に交通が遮断され、若越四郡の人民が大きな不便をこうむると、略図を添えて訴えています。当時は若越四郡が滋賀県に属することは「明力」なことだったので。

資料3-5は、また敦賀港が敦賀県に属していた頃、同県が作製したものです。作者の林蕃は、後に滋賀県の嘱託を務め、洪水が多発する田川・高時川・姉川の報告書『三河川重要摘集』（資394）を著した人物です。下の測量図は敦賀湾が描かれ、朱書きで沿岸部の深さが記されています。一方、上の遠見図には、管内の若狭国はもちろん、琵琶湖や近江国の村々が数多く描かれており、敦賀港と近江国の関係の深さをうかがうことができます。



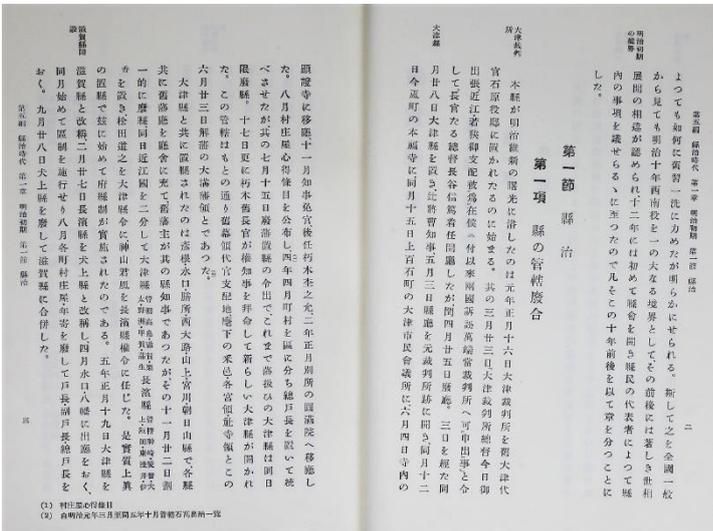
4-3 『滋賀県沿革略誌』

明治23年9月18日【明お69(1)】



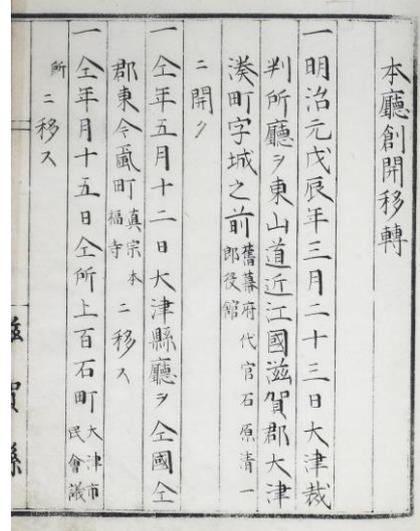
4-1 「立庁日に係る修史局への照会」

明治8年11月15日【明あ246-1(8)】



4-4 『滋賀県史』4巻(最近世)

昭和3年3月25日(当館蔵)



4-2 『滋賀県史』1(府県史料)

明治期【資61】

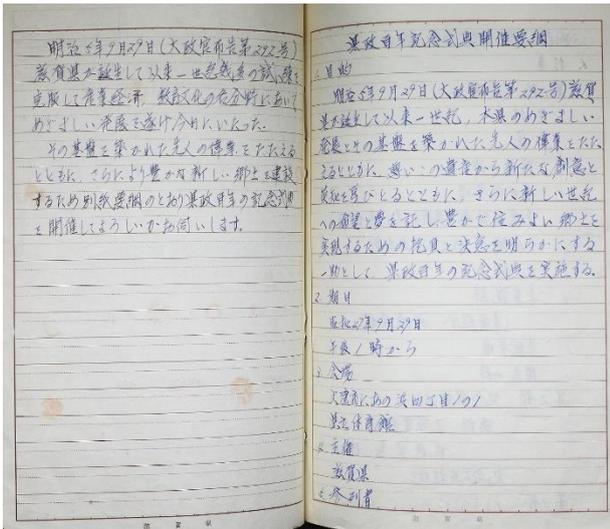
立庁日はいつ？

明治八年五月、滋賀県は維新以後の沿革などをとりまとめるため、庶務課に編輯掛を設置して、『滋賀県史』の編集を始めます。しかし同掛は、「立庁ノ日」の時期をいつに定めればよいか、判断がつかなかったようです。同年十一月、①大津裁判所の設置日(明治元年三月)、②大津県の設置日(明治元年五月)、③滋賀県改称日(明治五年一月)のいずれが妥当か、修史局(太政官の国史編纂所)に照会しています(資料4-1)。

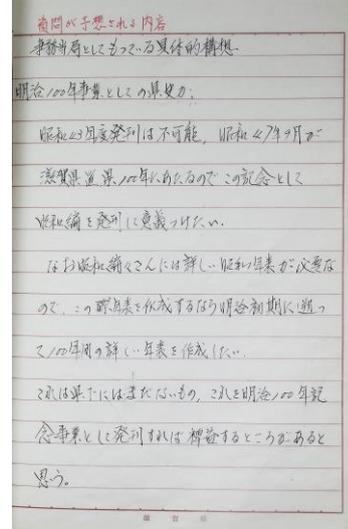
翌年三月、同局からは①との回答がありました。

修史局への照会を通じて、立庁の時期は定まったものの、今度はその日付をどう確定させればよいか、編輯掛は大いに悩むこととなります。県庁の簿冊には、長谷信篤の総督拜命日が明治元年三月十日、赴任日が二十三日であるという文書以外、関連資料が見当たらなかったからです。明治九年五月、再び修史局に照会したところ、長谷総督拜命日の三月七日と定めているとの回答がありました。結局編輯掛は、長谷赴任日の三月二十三日を選択しています(資料4-2)。

県史編集事業を通じて、滋賀県の立庁日は、明治元年三月二十三日と定められました。明治二十三年九月に県内務部が刊行した資料^{4,3}も、基本的にその見解を踏襲しています。当時滋賀県とは、あくまで行政機構のことを指し、地名としては旧国名の近江国も浸透していません。たびたび変更される県域はそれほど重視されていなかったことがわかります。



5-3 「県政百年記念式典開催要綱」
昭和47年8月【昭05-22 (29)】



5-1 「県史編さんの記者発表関連資料」
昭和42年9月1日【昭05-81 (9)】

年	月	日	概要
明治5年	9月	29日	太政官布告第292号により、当時の滋賀県と犬上県が合併して現在の滋賀県が誕生。
9月	1日		県は種痘規則を定め、あまねく接種させた。
10月	23日		滋賀県庁舎を彦根金亀町に設置し、愛知・犬上・坂田・浅井・伊香・高島の6郡を管轄させた。また津津にも庁舎を設け、聴訟課の管轄方を置いた。
11月	9日		太陽橋を採用、明治5年12月3日が明治6年1月1日に改められた。
この年に大川川流域の砂防工事が官費で開始された。(わが国の砂防工事の始まり)			
明治6年	1月	10日	徴兵令が公布された。
7月	15日		地租改正条例および地租改正施行規則が公布され、買納が全国的に改められた。
9月	1日		県は各郡の区長から1名を選び地券取調用係とし、また各町村に地券改正掛を置き、検地・製図・地価等級の指定に当らせた。
明治7年	1月	1日	県令が「賑濟所見」を頒布して施政の方針を示した。
2月	1日		瀬田津橋南端に水櫃を配置。
6月	1日		歩兵第九連隊が編成され、明治8年3月8日大阪から大津新営へ移ってきた。
6月	17日		湖川魚類漁業取締規則、漁獲作業規則ならびに税則が定められた。
明治8年	1月	1日	小字令が定められ、数字年号は6才から満14才までになった。
1月	20日		電信局が大津支庁に開設。
5月	1日		寺小屋教育が禁止された。
6月	1日		大津製紙所に小学校教員養成所が設置された。(10月14日師範学校と改称)
8月	19日		県は火酒規則を定め、各町村に清酒組を設けた。
明治9年	1月	12日	医術開業試験法が定められた。
3月	1日		聴訟課を滋賀県裁判所と改称。(9月に地方裁判所となる)

5-4 『滋賀県百年のあゆみ』
昭和47年9月 (当館蔵)

明治8年(1875年)	明治9年(1876年)
1-1 県令が「賑濟所見」を頒布して施政の方針を示した。	1-1 文官官制、官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
2-1 瀬田津橋南端に水櫃を配置。	2-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
3-1 歩兵第九連隊が編成され、明治8年3月8日大阪から大津新営へ移ってきた。	3-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
4-1 湖川魚類漁業取締規則、漁獲作業規則ならびに税則が定められた。	4-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
5-1 小字令が定められ、数字年号は6才から満14才までになった。	5-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
6-1 電信局が大津支庁に開設。	6-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
7-1 寺小屋教育が禁止された。	7-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
8-1 大津製紙所に小学校教員養成所が設置された。(10月14日師範学校と改称)	8-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
9-1 県は火酒規則を定め、各町村に清酒組を設けた。	9-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
10-1 医術開業試験法が定められた。	10-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。
11-1 聴訟課を滋賀県裁判所と改称。(9月に地方裁判所となる)	11-1 官制官制令(明治8年)の公布による官制の改定。

5-2 『滋賀県百年年表』
昭和46年3月20日 (当館蔵)

「滋賀県誕生の日」の成立

明治維新から百年を迎える頃、新たな県史(昭和編)を編さんする構想が持ち上がります。資料5-1によれば、昭和四十年(一九六五)頃に県上層部から編さんの指示があり、翌四十一年九月から事業に着手したようです(編さん規定は四十二年四月施行)。当初は三年の予定で、明治百年にあたる昭和四十三年度の刊行を目指していましたが、その後六か年計画となり、昭和四十七年九月が「滋賀県置百年」にあたることから、その記念事業として位置付けられました。

県史編さんの代わりに、明治百年記念事業に位置づけられたのが資料5-2の作成でした。明治元年から昭和四十三年までの県内と全国の主な出来事を取り上げられています。この頃には、犬上県と合併した明治五年九月が「滋賀県置」の時期とみなされており、現在の県域であることが重視されています。

「滋賀県誕生の日」が確定するのは、昭和四十七年の県政百年記念式典の準備過程においてだったようです(資料5-3)。同年一月、県は既に記念式典を実施した岡山県や茨城県などに資料照会をしています。式典日は九月二十九日が予定されています。その後の刊行物においては、この「滋賀県誕生の日」が定着していくこととなります(資料5-4)。このように、県の記念日は時代によって、さまざま考え方がありました。「県政一五〇周年」を迎える現在、改めてその意味を考えてみてはいかがでしょうか。

【展示関連年表】

西暦	元号	月	日	出来事	図録
1868	明治元	3	7	長谷信篤が大津裁判所の総督に任命される(10日の資料もあり)	1-1
		3	23	長谷信篤が大津裁判所に赴任する(滋賀県の立庁日)	4-2
		閏4	28	大津裁判所が廃され、新たに大津県が置かれる	
1869	明治2	8	-	水口藩元入牢者前田平兵衛が斬殺される	2-2
1871	明治4	7	14	膳所藩等が廃され、新たに膳所県等が置かれる(廃藩置県)	2-1
		11	22	近江国諸県が合併し、大津県・長浜県となる	
		12	-	県名改称の要望書を大蔵省に提出する	
1872	明治5	1	19	大津県が滋賀県と改称する	1-2
		2	27	長浜県が犬上県と改称する	
		9	28	犬上県合併の達が出される(近江国全域が滋賀県の管轄となる)	1-3
		9	29	犬上県合併の布告が出される(滋賀県誕生の日)	1-4
1875	明治8	5	13	庶務課に編輯掛を設置する(府県史料『滋賀県史』の編集)	
		11	15	立庁日に係る修史局への照会を行う	4-1
		-	-	敦賀港遠見図・測量図が作製される	3-5
1876	明治9	8	21	敦賀県合併の達が出される(若越4郡が滋賀県の管轄となる)	3-1
		9	27	敦賀県港大坂間道路修理の義に付上申書を内務省に提出する	3-2
1881	明治14	2	7	福井県新置の達が出される(若越4郡が福井県の管轄となる)	
		2	13	福井県合併反対の建議を太政官と内務省に提出する	3-3
		3	18	福井県合併反対の追加建議を太政官と内務省に提出する	3-4
1890	明治23	9	18	『滋賀県沿革略誌』を作成する	4-3
1918	大正7	12	-	滋賀県会で県誌編さん予算が可決される	
1928	昭和3	3	25	『滋賀県史』4巻(最近世)を刊行する	4-4
1966	昭和41	9	-	滋賀県史編さん室を設置する	5-1
1971	昭和46	3	20	『滋賀県百年年表』を刊行する	5-2
1972	昭和47	9	29	県政百年記念式典を開催する	5-3
		9	-	『滋賀県百年のあゆみ』を刊行する	5-4

展示図録 滋賀県はいつ誕生したのか
令和4年(2022年)2月28日

編集・発行

滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp

《参考文献》

- ・『永源寺町史』通史編(東近江市、2006年)
- ・『甲賀市史』第3巻(甲賀市、2014年)
- ・滋賀県立公文書館編『歴史公文書が語る湖国』
(サンライズ出版、2021年)